

地震災害対策編

目 次

地震災害対策編.....	183
第1編 総 論.....	183
第1章 計画の主旨.....	183
第1節 計画の目的.....	183
第2節 計画の性格.....	183
第3節 計画の構成.....	183
第4節 用 語.....	184
第5節 基本方針（防災ビジョン）.....	184
第6節 国土強靱化の基本目標を踏まえた町地域防災計画の作成等.....	185
第7節 推進体制.....	185
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	185
第3章 地震発生 の条件.....	186
第4章 松野町の地形及び気象・災害・社会的条件の概要.....	196
第2編 地震災害予防対策.....	197
第1章 地震災害予防対策の基本的考え方.....	197
第2章 防災意識・知識の普及.....	197
第3章 町民の防災対策.....	197
第4章 自主防災組織の防災対策.....	197
第5章 事業者の防災対策.....	197
第6章 ボランティアの防災対策.....	197
第7章 地震防災訓練の実施.....	197
第8章 松野町業務継続計画（BCP）.....	198
第9章 避難対策.....	200
第10章 地震災害予防対策.....	201
第11章 水害予防対策.....	205
第12章 孤立地区対策.....	206
第13章 町民生活の確保対策.....	206
第14章 要配慮者の支援対策.....	206
第15章 広域的な応援体制の整備.....	207
第16章 情報通信システムの整備.....	207
第17章 水道施設の耐震対策.....	207
第18章 公共土木施設等の耐震対策等.....	208
第1節 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進.....	208
第2節 道路施設等の整備.....	208
第3節 河川管理施設.....	209
第4節 砂防等施設.....	209
第5節 治山等施設.....	209
第6節 農地・農林業施設.....	210
第7節 文化財施設.....	210
第8節 通信放送施設.....	210
第19章 災害復旧・復興への備え.....	210

第3編 地震災害応急対策.....	211
第1章 防災関係機関の活動.....	211
第1節 各機関応急措置の概要.....	211
第2節 防災組織.....	211
第3節 災害対策本部の活動体制計画.....	211
第2章 情報活動.....	215
第1節 情報の収集・伝達.....	215
第2節 災害情報の報告.....	218
第3章 広報活動.....	219
第4章 避難活動.....	221
第5章 緊急輸送活動.....	221
第6章 交通応急対策.....	222
第7章 災害拡大防止活動.....	225
第1節 消防活動.....	225
第2節 水防活動.....	227
第3節 人命救助活動.....	227
第4節 学校における災害応急対策.....	227
第5節 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施.....	228
第6節 帰宅困難者への対応.....	228
第8章 地域への救援活動.....	229
第1節 食料の確保及び供給.....	229
第2節 炊き出し計画.....	230
第3節 衣料、生活必需品等物資供給.....	231
第4節 給水計画.....	231
第5節 燃料の確保.....	231
第6節 医療救護活動.....	231
第7節 清掃活動.....	233
第8節 防疫・保健活動、食品衛生活動.....	233
第9節 保健衛生活動.....	233
第10節 遺体の搜索・措置・埋葬.....	234
第11節 障害物除去.....	234
第12節 応急仮設住宅の確保等.....	234
第9章 応急教育活動.....	235
第10章 要配慮者に対する支援活動.....	235
第11章 孤立地区に対する支援活動.....	235
第12章 応援協力活動・ボランティア等への支援.....	235
第1節 災害応援要請.....	235
第2節 関係機関への応援要請.....	235
第3節 自衛隊派遣要請.....	235
第4節 ボランティア等への支援.....	235
第13章 通信放送施設の確保.....	236
第14章 水道の確保.....	236
第15章 公共土木施設等の確保.....	237

第16章	社会秩序維持活動.....	239
第17章	災害救助法の適用.....	239
第4編	地震災害復旧・復興対策.....	240
第1章	災害復旧対策.....	240
第2章	復興計画.....	240
第3章	災害復旧資金.....	240
第4章	被災者の生活再建支援.....	240
第5編	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	241
第1章	総 則.....	241
第1節	推進計画の目的.....	241
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱.....	241
第3節	基本的な考え方.....	241
第2章	南海トラフ地震に関する情報の種類.....	242
第3章	南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動.....	243
第1節	町の体制.....	243
第2節	町民への広報.....	243
第4章	南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ.....	244
第5章	地域防災力の向上に関する計画.....	245
第1節	自主防災組織の災害対応能力の向上.....	245
第2節	事業所等の災害対応能力の向上.....	245
第6章	関係者との連携協力の確保.....	247
第1節	資機材、人員等の配備手配.....	247
第2節	他機関に対する応援要請.....	247
第3節	帰宅困難者への対応.....	247
第7章	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	248
第1節	避難勧告等の発令基準.....	248
第2節	避難対策等.....	248
第3節	水道関係.....	249
第4節	町が自ら管理等を行う施設等に関する対策.....	249
第5節	迅速な救助.....	250
第8章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	251
第9章	防災訓練計画.....	252
第10章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	253
第1節	職員に対する防災知識の普及.....	253
第2節	地域住民等に対する防災知識の普及.....	253
第3節	学校教育等における地震防災上必要な防災知識の普及計画.....	254
第4節	相談窓口の設置.....	254
第11章	支援・受援体制の整備.....	255
第1節	相互応援体制の整備.....	255
第2節	支援体制の整備.....	255
第3節	受援体制の整備.....	255
第4節	ボランティア等の活動体制.....	256

第 12 章	広域避難対策.....	257
第 1 節	広域避難者の受入体制の整備	257
第 2 節	広域避難者への対応	257

第1編 総 論

第1章 計画の主旨

第1節 計画の目的

この松野町地域防災計画（地震災害対策編）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町の地域に係る地震防災対策について特にこの計画の中で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本町における地震防災対策の一層の推進を図るものとする。

特に町においては、地震災害による人的・経済的被害の軽減を図るため減災目標を設定するとともに、その実現のため防災機関はもとより自主防災組織等の活動などと合わせ、町民の「自助」「共助」の精神に基づいた取組を強化し、防災の万全を期するものとするものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、町及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに町民が、地震防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画等に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものとする。

第3節 計画の構成

1 第1編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地震発生 の条件等計画の基本となる事項を示す。

ただし、本編に定める各計画の実施内容等が風水害対策編と重複する部分については、準用する等記述の簡略化を図った。

2 第2編 地震災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、住民生活の確保方策等の予防対策を示す。

3 第3編 地震災害応急対策

地震災害が発生した場合の応急対策を示す。

4 第4編 地震災害復旧・復興対策

地震災害発生後の復旧、復興対策を示す。

5 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震特別措置法第3条の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震発生時の災害対策本部の設置及び応急に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を示す。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 松野町災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置される松野町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）をいう。

2 松野町水防本部

水防法に基づく松野町水防本部（以下「水防本部」という。）をいう。

3 松野町水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき定められた松野町水防計画をいう。

4 松野町消防計画

消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第15号の規定に基づき定められた松野町消防計画をいう。

第5節 基本方針（防災ビジョン）

未曾有の人的被害、経済的被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年11月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が、南海トラフ地震特別措置法に改正された。これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震とされ、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生するさまざまな地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。

又、本町を含む県内全市町が、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

このことから、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震に適切に対処するため、防災施設の整備、情報伝達網の充実などを推進するとともに、被害を少しでも低減し死者数を限りなくゼロに近づけていくこと、被災地域の復旧・復興にかかる時間を短縮することを目指し、町及び関係機関、町民、地域、事業所等が一体となった総合的な防災体制の整備と相互の連携強化を図るものとする。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、又、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれないことから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

又、防災対策は、町民が自らの命は自ら守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町及び国・県等がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、町民、自主防災組織、事業者、町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していく

ことが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災・減災対策の充実はもとより、町民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、町地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等のこれら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震への対策については、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項及び防災関係者の連携協力の確保に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図るものとする。

第6節 国土強靱化の基本目標を踏まえた町地域防災計画の作成等

風水害等対策編第1編第1章第6節「国土強靱化の基本目標を踏まえた町地域防災計画の作成等」を準用する。

第7節 推進体制

風水害等対策編第1編第1章第7節「推進体制」を準用する。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務 の大綱

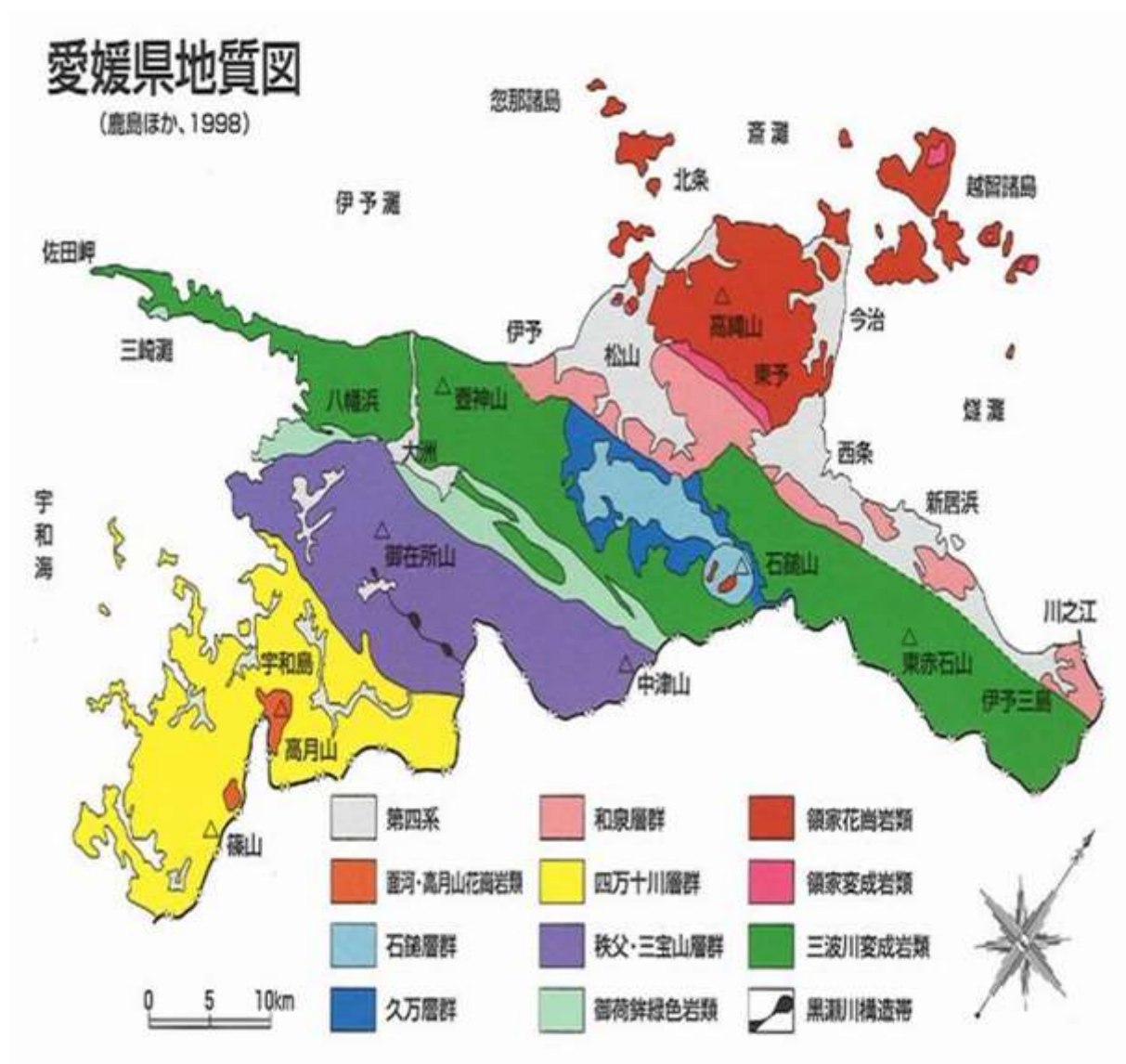
風水害等対策編第1編第2章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3章 地震発生の条件

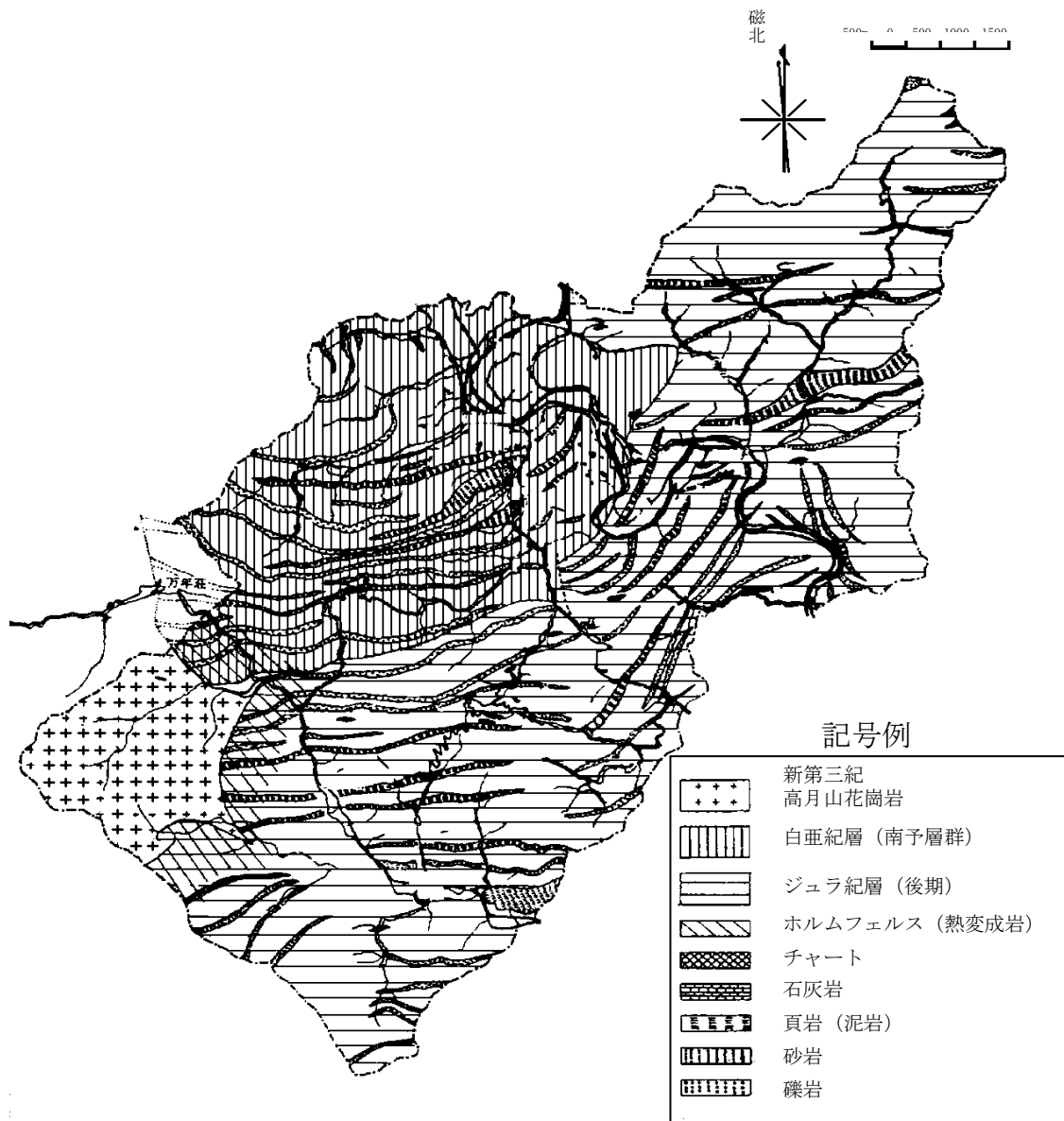
1 本町の地質

町域の大部分は、中央構造線外帯の付加体である四万十川層群の砂岩（サガン）、礫岩（レキガン）、頁岩（ケツガン）で構成され、石灰岩、チャート等が狭在している。また、目黒地区の西の川奥から滑床にかけては新生代第三紀の高月山花崗岩（タカツキヤマカコウガン）類が分布している。なお、四万十層群は深層風化が進み、斜面崩壊や土石流が起こりやすい地質条件となっている。

愛媛県地質図



松野町地質図



【出典 松野町誌】

2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯であり、文部科学省の地震調査委員会では、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

（1）断層帯の位置及び形態

県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、地震調査委員会による長期評価では、佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象としている。全体として長さは約 290km で、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

（2）断層帯の過去の活動

四国東端の鳴門市付近から伊予市を経て伊予灘の佐田岬北西沖付近に至る範囲では、16世紀に最新活動があったと推定される。このときには、鳴門市付近から佐田岬北西沖付近まで同時に活動したと推定されるが、複数の区間に分かれて活動した可能性もある。又、一つ前の活動では、石鎚断層及びこれより東側の区間（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）、石鎚山脈北縁の岡村断層からなる区間、川上断層及びこれより西側の区間（石鎚山脈北縁西部－伊予灘）の3つに分かれて活動したと推定される。

岡村断層は、その東半分が讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の区間と並走し、又、西半分が石鎚山脈北縁西部－伊予灘の区間と並走する。各区間の1回の活動に伴う右横ずれ量は、讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部で6－7m程度、石鎚山脈北縁の岡村断層で6m程度、石鎚山脈北縁西部－伊予灘で2－3m程度であった可能性がある。それぞれの区間の平均的な活動間隔は、東側の讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部では、約1千－1千6百年、中央の岡村断層では、約1千－2千5百年、西側の石鎚山脈北縁西部－伊予灘では、約1千－2千9百年であった可能性がある。

（3）断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。又、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら3つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	石鎚山脈北縁西部－伊予灘	石鎚山脈北縁（岡村断層）	讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
構成断層	米湊・伊予・伊予灘東部・伊予灘西部	岡村	石鎚・畑野・寒川・佐野・池田
長さ	約130km	約30km	約130km
マグニチュード	8.0程度 若しくはそれ以上	7.3－8.0程度	8.0程度 若しくはそれ以上
ずれの量	2－3m程度	6m程度	6－7m程度
最新活動時期	16世紀	16世紀	16世紀
再来間隔	約1,000－2,900年	約1,000－2,500年	約1,000－1,600年
地震後経過率(T/R)	0.1－0.5	0.2－0.5	0.3－0.5
発生確率(30年以内)	ほぼ0－0.3%	ほぼ0－0.3%	ほぼ0－0.3%
断層面	高角度北傾斜 (深さ2km以浅)	北傾斜30°～40° (深さ5km以浅)	北傾斜30°～40° (深さ5km以浅)

3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

（1）南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約 700km の細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という。）がすべることにより発生する。又、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という。）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

又、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

（2）過去の地震について

歴史記録より、南海トラフでは、白鳳（天武）地震（684 年）から現在までの 1,400 年間に、M8 クラスの大地震が少なくとも 9 回起きていることが分かっている。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると思える。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707 年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854 年）の間は 147 年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944 年）・南海地震（1946 年）の間隔は約 90 年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707 年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、さまざまな問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2 年となる。現時点（2017 年 1 月 1 日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に約 70 年以上が経過しており、次の大地震発生への切迫性が高まっていると言える。

（3）南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944 年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854 年）では、震源域が異なる。又、宝永地震（1707 年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946 年）や安政南海地震（1854 年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605 年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896 年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。又、南海トラフでは、分岐断層が確認

されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約 5,000 年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684 年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。

又、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707 年）クラスの大地震は、300～600 年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを見極めることは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約 2,000 年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707 年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

（４）次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された 88.2 年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後 30 年以内の地震発生確率は 70～80%（2020 年 1 月 1 日現在）となる。

なお、最大クラスの巨大地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものと考えられる。

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ 40～60km）が破裂する（ずれる）ことによって M6.7～M7.4 の大地震が発生する可能性がある。1649 年以降に M6.7～M7.4 の地震が領域内で 6 回発生しており、代表的な地震は 1905 年の芸予地震（M7.2）、2001 年の芸予地震（M6.7）である。

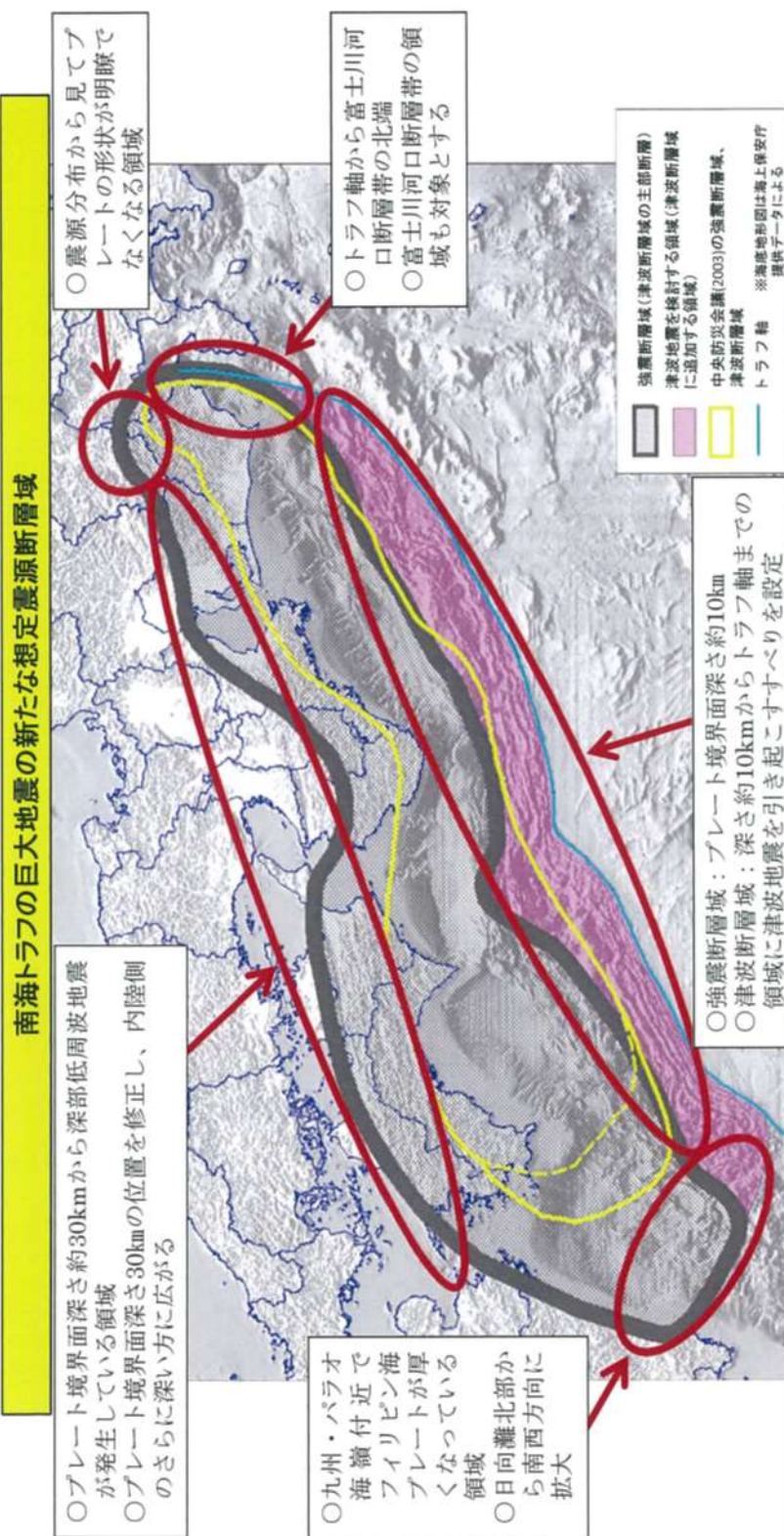
5 地震想定

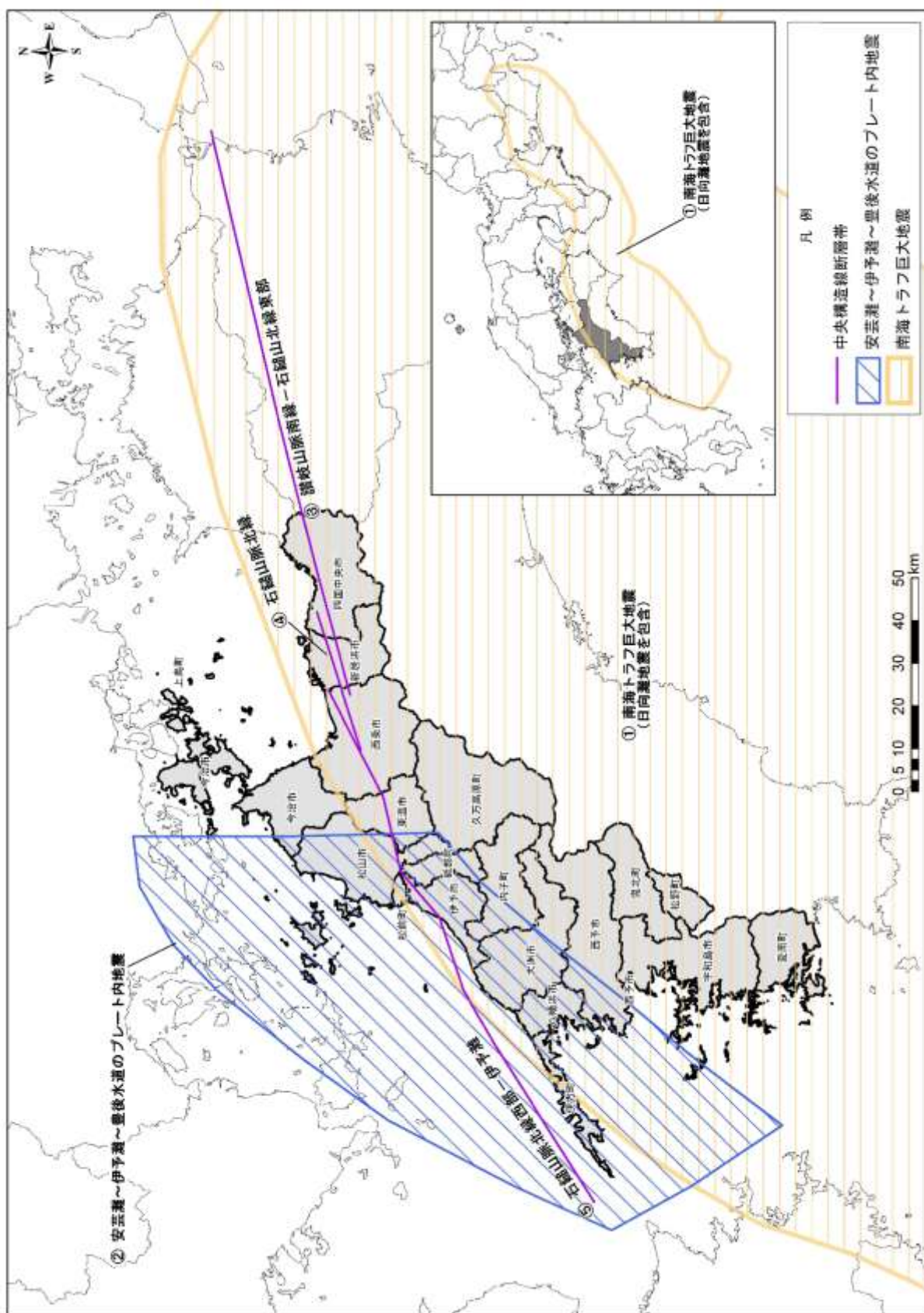
国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、県内を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成 12～13 年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直し、平成 25 年 6 月 10 日に震度分布、津波浸水想定等、平成 25 年 12 月 26 日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表し、県内における最大クラスの想定地震を以下のとおり設定した。

名 称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）	7.4
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）	8.0
④石鎚山脈北縁（岡村断層）の地震（中央構造線断層帯）	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）	8.0

〈南海トラフの巨大地震の想定震源断層域〉





(1) 想定結果

「愛媛県地震被害想定調査 最終報告（平成 25 年 12 月）」に基づく本町の想定結果は、以下のとおりである。

ア 地震動

【各想定地震における本町の最大震度】

南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道 のプレート内地震		讃岐山脈南縁 －石鎚山脈北 縁東部の地震	石鎚山脈北縁 の地震	石鎚山脈北縁 西部－伊予灘 の地震
想定地震①	想定地震② (北側)	想定地震②' (南側)	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
6 強	5 弱	5 弱	3	3	5 弱

イ 被害想定

本町では南海トラフ巨大地震で最大の地震動（震度 6 強）が想定されるため、同地震における「陸側、冬 18 時強風」のケースを基本として、町内における最大の被害想定とする。

【南海トラフ巨大地震（陸側、冬 18 時強風）のケース】

a 建物被害

○全壊棟数

揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	地震火災 (焼失棟数) (棟)	合計 (棟)
883	23	8	10	924

○半壊棟数

揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	合計 (棟)
1,598	42	18	1,658

○屋外転倒・落下物の発生

ブロック塀・自動販売機等の 転倒 (件)	屋外落下物が発生する 建物棟数 (棟)	
	飛散物	非飛散物
227	457	457

b 人的被害

○死者数

建物倒壊 (人)	うち屋内 収容物等 (人)	土砂災害 (人)	火災 (人)	ブロック 塀倒壊等 (人)	合計 (人)
55	1	1	0	0	56

○負傷者数

建物倒壊 (人)	うち屋内 収容物等 (人)	土砂災害 (人)	火災 (人)	ブロック 塀倒壊等 (人)	合計 (人)
478	22	1	0	0	479

※ 冬深夜強風のケース。

c ライフライン被害

○上水道（簡易水道）

給水人口 (人)	発災直後		1週間後		1か月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
4,333	4,324	99.8	4,255	98.2	2,452	56.6

○電力

電灯軒数 (軒)	発災直後		1週間後		1か月後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
2,560	2,558	99.9	1,708	66.7	156	6.1

○通信（固定電話）

回線数 (回線)	発災直後		1週間後		1か月後	
	不通回線数 (回線数)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線数)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線数)	不通回線率 (%)
3,200	3,147	99.9	876	27.8	528	16.7

○L P ガス

消費者戸数 (戸)	容器転倒 (戸)	容器転倒率 (%)	ガス漏えい (戸)	ガス漏えい率 (%)
1,715	63	3.7	45	2.6

d 生活支障

○避難者

1日後		1週間後		1か月後	
(人)	うち避難所 (人)	(人)	うち避難所 (人)	(人)	うち避難所 (人)
1,071	642	1,882	941	2,755	826

○帰宅困難者

町外から来ている人で 帰宅できない人 (人)	町外へ出ている人で 帰宅できない人 (人)
267	787

○物資不足量

1～3日合計		4～7日合計		毛布 (枚)
食料 (食)	飲料水 (リットル)	食料 (食)	飲料水 (リットル)	
4,684	27,005	11,760	51,463	1,204

○医療機能支障

入院			外来		
需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)	需要量 (人)	供給量 (人)	不足量※ (人)
84	2	82	306	12	293

※ 需要量と供給量の差とは異なる。

○住宅・災害廃棄物・トイレ支障

仮設住宅 必要世帯数 (世帯)	災害廃棄物		仮設トイレ不足量		
	可燃物 (万トン)	不燃物 (万トン)	1日後 (基)	1週間後 (基)	1か月後 (基)
103	1.81	5.34	2	3	3

○災害時要援護者人口

人口 (人)	65歳以上単身及 び要介護認定者 (人)	障がい者 (人)	その他※ (人)	合計 (人)
4,377	576	445	182	1,203

※ その他は、「妊婦、5歳未満の乳幼児、難病患者、外国人」の合計

○孤立集落・農業被害（液状化）・文化財の被害

孤立集落※ (農業集落数)	農業被害 液状化被害面積 (㎡)	文化財の被害		
		揺れ (施設)	火災 (施設)	合計 (施設)
16	793,290	0	0	0

※ 農業集落数であり、風水害等対策編 第2編第14章「孤立地区対策」の孤立集落数とは異なる。

○ため池被害

危険度ランク A		危険度ランク B		危険度ランク C	
危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)
18	23	12	11	10	30

第4章 松野町の地形及び気象・災害・社会的条件 の概要

風水害等対策編第1編第3章「松野町の地形及び気象・災害・社会的条件の概要」を準用する。

第2編 地震災害予防対策

第1章 地震災害予防対策の基本的考え方

地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震（南海トラフ巨大地震 陸側 町内最大震度6強）の想定結果に基づき対策を推進する。

その際には、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意しながら実施する。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせた取組に努める。

第2章 防災意識・知識の普及

風水害等対策編第2編第2章「防災意識・知識の普及」を準用する。

第3章 町民の防災対策

風水害等対策編第2編第3章「町民の防災対策」を準用する。

第4章 自主防災組織の防災対策

風水害等対策編第2編第4章「自主防災組織の防災対策」を準用する。

第5章 事業者の防災対策

風水害等対策編第2編第5章「事業者の防災対策」を準用する。

第6章 ボランティアの防災対策

風水害等対策編第2編第6章「ボランティアの防災対策」を準用する。

第7章 地震防災訓練の実施

風水害等対策編第2編第7章「防災訓練の実施」を準用する。

第8章 松野町業務継続計画（BCP）

1 業務継続計画の必要性

大規模な地震発生時には、被災により地方自治体の行政機能の低下が懸念されるが、同時に人命救助や避難者対策、ライフラインの維持といった役割が求められる。

そのために、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材等の資源を効率的に投入し、行政機能の継続と早期復旧を図ることが必要である。

本町の業務継続計画は、震災発生時に限られた資源を効率的に活用し、業務の継続・早期復旧を実現し町民の生命・生活・財産を守り、社会機能を維持・復旧することを目標として策定する。

2 業務継続計画の目的

本町で想定される災害のうち、最も甚大な被害が想定される「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、町は、平常時と比べて人員や庁舎機能等の業務資源が低下している状況下で、経験したことのない膨大な応急業務と災害時であっても実施すべき業務を、迅速かつ適切に実施することが必要となる。

この「松野町業務継続計画（BCP）」は、発災後の災害対策本部の業務や各所属の業務継続の視点を踏まえた応急対策業務のあり方、被災下の参集方法など、平成30年7月豪雨災害の対応を教訓に職員がとるべき行動を明らかにし、すべての職員があらかじめ十分に理解することで、来るべき「南海トラフ巨大地震」に備えるために策定するものである。

※ 「Business Continuity Plan」の略

3 基本姿勢3カ条

「南海トラフ巨大地震」が発生した場合における対策の基本姿勢は、次のとおりとする。

- (1) 職員の安全を確保しつつ、全庁を挙げた災害対応体制を直ちに確立する。
- (2) 原則、通常業務はすべて停止する。
- (3) 発災後72時間までは人命救助に関する業務を最優先する。

4 被害想定

(1) 庁舎及び各施設（庁舎別館、コミュニティセンター）の被害想定

ア 建物：現庁舎については崩壊する可能性があることから、庁舎への立ち入り不可能となることが考えられる。庁舎別館及びコミュニティセンターについては建物被害がないものと想定される。

イ 電力：停電となるリスクは高く、停電となった場合は3～7日間続くものと想定される。

ウ 電話：回線が不通となるリスクは高く、不通とならない場合でも、一般電話及び携帯電話は3～6日程度の間、輻輳が生じる。

エ 上水道：断水の場合、数か月使用不可

オ ガス：特に被害なし

カ トイレ：断水解除まで使用不可

(2) 町内の被害想定

第1編第3章「地震発生 の条件」5「地震想定」によるものとする。

5 職員の参集

第3編第1章第3節「災害対策本部の活動体制計画」によるものとする。

6 災害対策本部設置場所

第3編第1章第3節「災害対策本部の活動体制計画」によるものとする。

7 本部長の職務代理者の決定

第3編第1章第3節「災害対策本部の活動体制計画」によるものとする。

8 電気、水、食料等の確保

停電に備えコミュニティセンター3階行政資料室にガス燃料式発電機を備えている。ただし、今後、災害対策本部機能を維持するだけの容量を備えていないため、新庁舎及び防災拠点施設には非常用電源を整備するものとする。

簡易トイレをコミュニティセンター3階行政資料室に備えている。

又、業務を遂行する職員等のための食料及び飲料水を庁舎別館に備えている。

9 多様な通信手段の確保

断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合の通信手段として衛星携帯電話3台（防災担当課：2台、吉野生支所1台）を備えている。加えて、災害時優先電話、事前設置特設公衆電話により災害時の通信手段を補完している。

10 重要な行政データのバックアップ

災害発生時に備え、総合行政システムバックアップデータの媒体を月1回（計12回／年）システム保守会社にて保管している。

なお、戸籍、後期高齢及び住基ネットシステムについては、日次でバックアップを行いデータの媒体を町民課にて保管している。

11 非常時優先業務

災害発生後には、通常業務に加えて応急業務が追加され必要な業務量は大幅に増大するが、職員自身の被災等により参集可能な職員も限られることで、業務量と職員数の均衡が大きく崩れることから、「3 基本姿勢3カ条」に基づき、以下のように応急業務と通常業務を区分する。なお、応急業務を最優先し、その内容は風水害等対策編第3編第2章「防災組織及び編成」を準用するものとし、優先する通常業務の詳細については、別途定めるものとする。

(1) 応急業務

活動の区分	概要
地震・土砂災害から町民を守る	・地震情報の町民への速報 ・土砂災害からの住民避難の周知、誘導 など
火災から町民を守る	・火災の消火活動とその支援 ・消防機関の広域支援の要請と現地展開への支援 ・避難誘導 など
人命を救う	・被災者の救助救出、行方不明者の搜索 ・医療救護活動の調整、支援 など
避難者の健康と生活を守る	・発災直後の水・食料・毛布などの支援 ・避難生活の改善の支援（健康維持、環境整備等） ・要配慮者の生活支援 など
被災から復旧する	・応急仮設住宅の建設支援 ・ライフラインの機能回復 など

※ 自分自身の身の安全を確保したうえで応急業務にとりかかるものとし、こ

これらの活動に必要な業務量は時間とともに変化するが、発災後は直ちに人命救助に着手する必要がある。

(2) 通常業務

業務区分	概要
優先する通常業務	・地震による被害を受けた状況にあっても不可欠な町民生活に直接関わる行政サービス ・業務を実施・継続するための職員管理（人員調整や健康管理）、庁舎機能の維持、情報通信機能の回復等に関する業務
停止する通常業務	・上記以外の業務

第9章 避難対策

風水害等対策編第2編第9章「避難対策」を準用する。

第 10 章 地震災害予防対策

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定めるものとする。

1 火災予防対策

(1) 出火防止

町及び宇和島地区広域事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、地震による火災を未然に防止するため、町民をはじめ事務所等の関係者に理解と協力を求め、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の事項の徹底に努めるものとする。

ア 一般家庭に対する指導

- a ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- b 耐震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- c 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱方法について指導する。
- d 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- e 防火ポスター・パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- f 要配慮者のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難方法について指導を行う。

イ 職場に対する指導

- a 消防用設備等の維時点検と取扱方法の徹底を図る。
- b 終業時における火気点検の徹底を図る。
- c 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- d 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- e 自主防災組織の育成指導を行う。
- f 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- g 化学薬品を保有する学校等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、又、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を指導する。
- h 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設等については、自主点検の徹底を指導するとともに、消防等の関係機関による立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

(2) 初期消火

地震発生時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、家庭や職場等で地域住民が行う初期消火が極めて有効である。家庭の初期消火能力を高めるとともに、地域及び職場における自主防災体制を充実させるな

ど、消防機関が一体となった地震火災防止対策を推進するため、町は次のとおり活動体制の確立を図るものとする。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

- a 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震発生時における初期消火等について、具体的な活動要領を定めておく。
- b 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりを推進しその育成を図る。
- c 幼年期における防火教育を推進するため、保育園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

イ 職場における初期消火体制の整備

- a 震災時には事業所独自で行動できるよう、事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- b 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- a 町民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- b 計画的かつ効果的な防災教育、防災訓練を行い、町民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

2 消防力の充実強化

消防本部は、同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にとどめるため、消防計画を整備するとともに消防力の充実強化に努めるものとし、町は消防本部に協力する。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、消防計画を次のとおり策定するものとする。

ア 震災警防計画

震災時において、消防署及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

ウ 危険区域の火災防ぎょ計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防ぎょ計画を定める。

(2) 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の基準を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図るものとする。

ア 消防資機材等の整備

- a 鬼北消防署においては、消防ポンプ自動車等を整備し日常火災に対応しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備促進を図る。

又、高規格救急車、救助工作車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必

要な救急救助用資機材の整備に努める。

b 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備を図る。

c 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

イ 消防団の育成

a 消防団は、震災時には消防本部の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、組織の活性化対策を積極的に推進する。

b 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

c 消防団を活用した、地域住民への防災指導をより積極的に推進する。

3 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に頼らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図るものとする。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

地震に備えた耐震構造の防火水槽の整備を図るとともに、河川や池等の自然水利の確保を図る。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を促進する。

4 建築物等の耐震対策

(1) 建築主の責務

建築主は、自らの命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図るものとする。

ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講じる。

イ 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講じる。

(2) 町の役割

町は、防災拠点となる公共施設等、指定避難所等の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

又、町は県と協力・連携して、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。

ア 町耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、多数の者が利用する建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物、住宅の耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、耐震改修を行うものについては認定を行う。

ウ 不特定多数が利用する大規模建築物や住宅の耐震化を行う所有者等に対して

支援を行う。

エ 多数の者が利用する建築物等の所有者・管理者、住宅の所有者等に対して、防災知識の普及啓発及び法令や支援制度の周知を図るため、講習会等を実施する。

オ 建築設計者・監理者・施工者等に対して、防災知識・法令・耐震化技術等の講習を行い、町民からの相談や耐震診断等に対応できる技術者を育成する。

(3) ガラスの飛散防止

町は、多数の人が通行する中心街区の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(4) ブロック塀の倒壊防止

町は、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

(5) 家具等の転倒防止

町は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(6) 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
道路標識、交通信号機等	公安委員会 管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講じるよう努める。
バス停上屋等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者 管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

(7) 情報システムの安全対策

町は、自ら保有する情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報システムを保守する事業者に対し、安全対策の実施について啓発に努める。

又、各種情報システムについて、大規模地震の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

5 被災建築物等に対する安全対策

町は、地震発生時に被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため（公社）愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄するものとし、町独自に判定が困難な場合は、県に支援要請を行うものとする。

又、被災宅地の危険度判定を円滑に実施するため、県との連絡体制を整備し、必要に応じて被災宅地の危険度判定について、県に要請を行うものとする。

第 11 章 水害予防対策

風水害等対策編第 2 編第 24 章「水害予防対策」を準用する。

第 12 章 孤立地区対策

風水害等対策編第 2 編第 14 章「孤立地区対策」を準用する。

第 13 章 町民生活の確保対策

地震が発生した場合の町民の生活や安全を確保するため、あらかじめ町において避難計画を作成するほか、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努めるものとする。

又、町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 避難計画の作成

風水害等対策編第 2 編第 9 章「避難対策」を準用する。

2 食料及び生活必需品の確保

風水害等対策編第 2 編第 10 章「緊急物資確保対策」を準用する。

3 飲料水の確保

風水害等対策編第 2 編第 10 章「緊急物資確保対策」を準用する。

4 医療救護体制の確保

風水害等対策編第 2 編第 11 章「医療救護対策」を準用する。

5 防疫・保健活動の確保

風水害等対策編第 2 編第 12 章「防疫・衛生体制の整備」を準用する。

6 し尿処理体制の確保

風水害等対策編第 2 編第 12 章「防疫・衛生体制の整備」を準用する。

7 ごみ処理体制の確保

風水害等対策編第 2 編第 12 章「防疫・衛生体制の整備」を準用する。

8 災害廃棄物の処理体制の整備

風水害等対策編第 2 編第 12 章「防疫・衛生体制の整備」を準用する。

第 14 章 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第 2 編第 15 章「要配慮者の支援対策」を準用する。

第 15 章 広域的な応援体制の整備

風水害等対策編第 2 編第 16 章「広域的な応援体制の整備」を準用する。

第 16 章 情報通信システムの整備

風水害等対策編第 2 編第 18 章「情報通信システムの整備」を準用する。

第 17 章 水道施設の耐震対策

大規模地震発生時においては、水道の寸断による被害の発生が予想されるため、町は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努めるものとする。

又、町は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

町（水道事業管理者）は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう耐震性に配慮した水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な整備を図ることを基本として次の対策を講じるよう努めるものとする。

- 1 大震災時においても最低限の必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- 2 情報監視システムについても、地震時にも十分に機能を発揮するものとして整備する。
- 3 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- 4 耐震性確保の観点から水道施設の総点検を実施し、施設の老朽度、地形・地質の状況を勘案し、優先度を見極め計画的に耐震化を推進する。

第 18 章 公共土木施設等の耐震対策等

公共土木施設等の耐震計画を推進するためには、町で行う事業に加え、町民自身が行う対策を合わせ実行することが重要であり、町、町民は生命の安全の確保を第一としつつそれぞれ次の対策の実施に努めるものとする。

第 1 節 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進

町は、災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとし、応急対策活動の拠点となる次の施設の耐震化を推進する。

応急対策活動拠点

本庁舎※	重要拠点施設
庁舎別館	災害対策本部設置施設
松野町コミュニティセンター 松野町保健センター	代替本部設置施設
指定避難所	資料編に定める施設
中央診療所	医療・救護拠点
松野町多目的広場（森の国ドーム）	物資集積拠点
要配慮者利用施設等	不特定多数が利用する公的施設

※ 役場本庁舎については、新庁舎及び防災拠点施設を整備中

第 2 節 道路施設等の整備

1 緊急輸送にあてる道路の確保

道路交通の確保は、地震発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで重要である。

このため、町は、本章第 1 節「防災上重要な建築物の耐震性確保の推進」に掲げる活動拠点を結ぶ道路等特に重要となる道路（以下「緊急輸送にあてる道路」という。）の防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に寄与するとともに、パトロールや点検等管理体制に資するものとする。

又、町内の幹線道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

さらに、発災後の道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間企業や県、その他関係機関等と体制整備を図るとともに、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路計画等を立案するものとする。

2 耐震点検の実施

緊急輸送にあてる道路及び緊急性の高い路線については、耐震点検を定期的に実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

又、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施するものとする。

3 施設の補強・整備

(1) 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、補強対策を実施するとともに、道路改良にあたっては、耐震基準に基づく整備を行うものとする。

(2) 橋梁

落橋、変状等の被害が予想される道路橋、横断歩道橋、側道橋等について、補強対策を実施するものとする。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

(4) 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路反射鏡等の道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努めるものとする。

4 施設の長寿命化対策

道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第3節 河川管理施設

町は、耐震性に配慮した河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努めるとともに、耐震点検を定期的の実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努めるものとする。

又、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第4節 砂防等施設

町は砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の耐震機能を高め、土砂災害危険箇所の解消を図るべく施設の整備促進に努めるとともに、地震発生後には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するものとする。

又、施設の耐震点検を定期的の実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努めるとともに、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第5節 治山等施設

町は林地荒廃防止施設及び地滑り防止施設における山地災害危険地区の解消を図るため、施設の耐震機能の向上や整備促進に努めるほか、地震発生時には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するものとする。

又、施設の耐震点検を定期的の実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努めるとともに、耐震点検で対策等が必要とされた施設について、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

第6節 農地・農林業施設

農地・農林業施設は、古くから築造されたものもあり、順次整備を図っているものの、耐震性に乏しい老朽化した施設が存在する。

農地等の防災・保全と農業用施設の維持管理のため、施設管理者は、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で整備促進を図るものとする。

第7節 文化財施設

町は、建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物の地震時の安全性を確保するため、次の対策を講じるものとし、所有者等に対して適切な指導助言を行うことに伴い、教育委員会は、県教育委員会に協力するものとする。

- 1 文化財等の補強工事の実施
- 2 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- 3 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定
- 4 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- 5 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- 6 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

第8節 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努めるものとする。

- 1 県防災通信システム施設
平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。
- 2 防災行政無線施設
平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。
- 3 IP告知端末放送施設
平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

第19章 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2編第27章「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第3編 地震災害応急対策

第1章 防災関係機関の活動

第1節 各機関応急措置の概要

風水害等対策編第3編第1章「応急措置の概要」を準用する。

第2節 防災組織

風水害等対策編第3編第2章「防災組織及び編成」を準用する。

第3節 災害対策本部の活動体制計画

活動のポイント

- 1 災害対策本部設置基準
 - ・震度4以上の地震発生又はこれ以下の地震でも災害が発生した場合
 - ・南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合
- 2 災害対策本部設置場所
庁舎別館※ → 松野町コミュニティセンター → 松野町保健センター
※ 新庁舎建設後は、併設する防災拠点施設
- 3 本部長不在時の代理者
 - ・第1順位 副町長
 - ・第2順位 教育長
 - ・第3順位 総務課長
 - ・第4順位以下 町長の職務代理者の順序を定める規則（昭和53年規則第4号）に定める者の順、松野町課設置条例（昭和46年条例第21号）に定める課の課長の職にある者の順、出納室長、議会事務局長、教育課長の順とする。さらに課等の長もすべて欠けるときは、同順の課長補佐の職にある者の順とする。
- 4 動員基準等
 - ・震度4及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合（警戒体制）→ 各班管理統括者（必要に応じ関係職員、消防団長）
 - ・震度5弱以上及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合（非常体制）→ 全職員及び消防団長
 - ※ 職員は、勤務時間外に震度4以上又は被害の発生が認められる地震が発生したときは、自身及び家族等の安否を確認した後、招集連絡（命令）を待つことなく自主参集するものとし、参集時には被害調査を行うものとする。

1 計画の方針

町は、町の区域内に大規模な地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確

立するとともに、県、他市町、区域内の公共的団体及び町民等と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制の整備を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、風水害等対策編第3編第2章「防災組織及び編成」の定めるところによるものとする。

2 災害対策本部設置基準

- (1) 町内に震度4以上の地震が発生した場合、又はこれ以下の地震であっても災害が発生した場合
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合

3 災害対策本部廃止基準

- (1) 予想される災害の発生がないとき
- (2) 災害応急対策措置が完了したとき

4 災害対策本部の所掌事務

- (1) 地震被害やその他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- (3) 消防、水防その他の応急措置
- (4) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (5) 施設及び設備の応急復旧
- (6) 防疫その他の保健衛生
- (7) 避難勧告、避難指示（緊急）
- (8) 緊急輸送の実施
- (9) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (10) 県災害対策本部への報告、要請
- (11) 県災害対策本部との災害応急対策の連携
- (12) 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
- (13) 町民（自主防災組織）との連携及び指導
- (14) ボランティア等への支援

5 災害対策本部設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として庁舎別館に設置する。ただし、庁舎別館が被災し使用不能のときは、代替場所をコミュニティセンターに、コミュニティセンターも被災し使用不能のときは、保健センター等に設置し、職員及び防災関係機関に周知する。

6 本部長の職務代理者の決定

本部長が地震発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者を、次のとおり定め、又、本部長である町長が事故や不在時等の非常時には、定めた順位により災害対策本部の設置を命令し、又は指揮をとるものとする。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

第3順位 総務課長

第4順位以下 町長の職務代理者の順序を定める規則（昭和53年規則第4号）に定める者の順、松野町課設置条例（昭和46年条例第21号）に定める課の課長の職にある者の順、出納室長、議会事務局長、教育課長の順とする。さらに課等の長

もすべて欠けるときは、同順の課長補佐の職にある者の順とする。

7 町の体制（動員基準）

災害対策本部の動員については、震度4以上の地震が発生した場合の動員の基準と、特に勤務時間外に震度5弱以上の大規模な地震が発生したときの初動体制については、次によるものとする。

- (1) 勤務時間外に震度5弱以上の大規模地震が発生した場合又は被害の発生が認められる場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として前記の配備基準に基づいて行う。

ただし、勤務時間外において震度5弱以上の大規模な地震が発生した場合又は被害の発生が認められる場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、全職員は自主的に参集するものとする。

又、震度4以下の地震でも周囲の状況から被害の発生が認められる場合においては、同様に自主参集を行うものとする。

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
2 人命救助	職員は、自身及び家族の安否確認後、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行いその後、災害対策本部に参集する。
3 参 集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの出先機関あるいは避難所等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 被害状況の収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 所属長（又はその代理者）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
6 緊急対策班の編成	発生直後の職員の参集率が低い場合には、先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。（注1、2）
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

注1 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- (1) 被害状況調査
- (2) 地震等情報調査
- (3) 関係機関等への情報伝達
- (4) 防災用資機材の調達・手配
- (5) 広報車等による町民への情報伝達

- (6) 支援物資調達準備計画の策定
- (7) 安全な避難場所への誘導
- (8) 避難所の開設

注2 緊急対策班の編成は、次のとおりである。

- (1) 職員の参集率が低く各班で十分な人員を確保できないとき、又は地震の規模からできないと予想されるときは、各班の事務分掌にかかわらず、順次参集した職員から班を編成する。
- (2) 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

ア 被害状況収集、広報関係

- a 防災行政無線、I P 告知端末、広報車による町民への呼びかけ
- b 県、消防、警察等関係機関との連絡
- c 消防団、住民組織との連絡
- d 被害調査班の編成
- e 問い合わせへの対応

イ 災害対策本部の設置

- a 災害対策本部室の設置と関係機関への周知
- b 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、衛星携帯電話等の非常通信手段等）の準備及び確認
- c 災害対策本部員会議に関する準備、連絡
- d 広域応援要請の検討、決定

ウ 避難所の設置

- a 町民の避難状況の確認
- b 避難所の開設
- c 救護班の派遣要請

エ 食料、物資の調達

- a 関係団体、業者への調達手配
- b 他市町、県への応援要請

オ 水道、トイレ対策

- a 上水道の被害状況調査
- b 上水道の応急復旧
- c 被災者への給水
- d 仮設トイレの確保、設置

第2章 情報活動

第1節 情報の収集・伝達

活動のポイント

- 1 本節2(2)エ「地震に関する情報の伝達系統」に定めるとおり
- 2 県で整備の防災システムの利用
 - ・県防災通信システム
 - ・県消防防災ヘリコプターによる情報収集
 - ・震度情報ネットワーク
- 3 被害規模早期把握のための活動
 - ・職員の参集時における被害調査
 - ・各地区及び関係機関等からの情報収集
 - ・調査班による現地調査

1 計画の方針

地震発生時において災害応急対策を適切かつ迅速に実施するため、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3編第3章「通信連絡」及び第4章「情報活動」によるものとする。

2 地震情報の収集・伝達

(1) 国（気象庁）の地震情報等

ア 地震情報等の伝達（※津波関連情報も含む。）

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台から、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達される。

- a 県内の津波予報区（伊方町は瀬戸内海沿岸及び宇和海沿岸）に津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合
- b 県内で震度1以上を観測した場合
- c 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合
- d その他必要と認める場合

(2) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表

気象庁により、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられている。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁から発表された緊急地震速報は、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）により情報発信されると同時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）経路による防災行政無線等を通じた町民への伝達に努める。

ウ 情報の種類

地震が発生した場合に、気象庁（松山地方气象台）から発表される情報は、次のとおりである。

a 地震情報等の種類（発表時刻順）

情報の種類	内 容
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

b 地震情報に使用される用語の解説

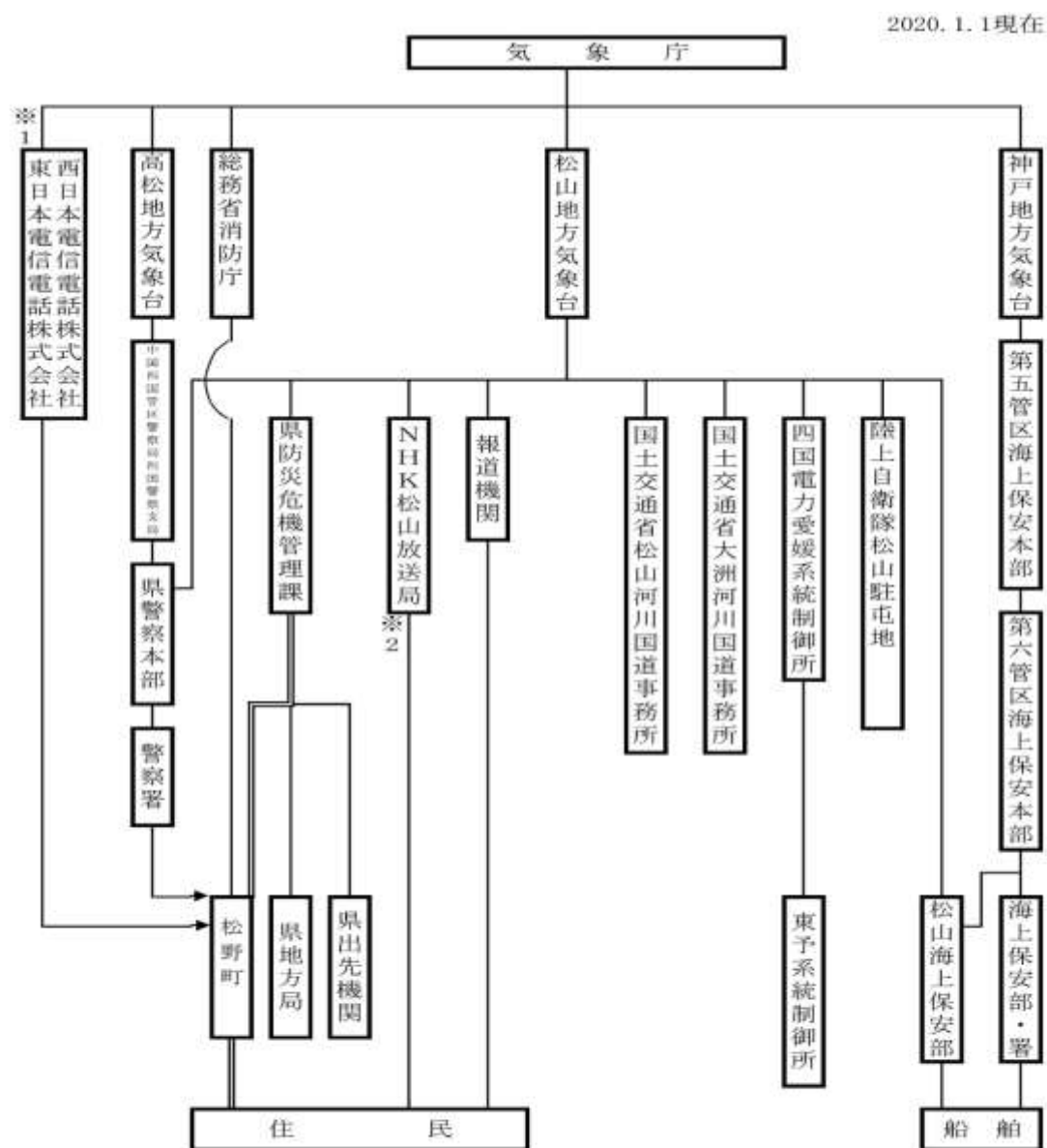
用 語	説 明
震度	ある地点での地震動の強さをいう。「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期により補正し、計測震度を算出している。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所。原則として市町村に1箇所程度設置されている。
地域震度	全国を約180地域に分け、その地域内の震度観測点（市町村単位）で観測された最大震度をいう。愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の3地域に分けて発表される。
震源要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）
震源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震央	震源の真上にあたる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大きさを数字で示したのがマグニチュードで、一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多い地震をいう。ある程

用 語	説 明
	度活動規模が大きく、単位時間あたりの発生頻度が高い場合に使用される。

エ 地震に関する情報の伝達系統

地震に関する情報の伝達系統は次のとおりである。

地震に関する情報の伝達系統図（松山地方気象台）



※ 1：津波警報の発表、解除のみ。

※ 2：警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。

注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

町は、気象庁（大阪管区気象台）の発表する正確な地震情報を県防災通信システム、ラジオ等により一刻も早く入手し町民等に伝達するとともに、地震発生後の初動体制をとる。

3 関係機関からの情報収集の手段

災害対策本部は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

情報収集・伝達先	連絡手段等
町 ↔ 県、県内市町、消防本部	県防災通信システム
町 ↔ 消防団	防災行政無線 (同報系・移動系) I P 告知端末
町 ↔ 町 民	防災行政無線 (同報系) I P 告知端末、広報車等

4 情報収集体制の強化

地震発生における情報収集や応急対策等を効果的に実施するため、風水害等対策編第2編第18章「情報通信システムの整備」において重点項目として位置付けている以下の3項目について、県及び防災関係機関と連携し、その積極的活用を図るものとする。

- (1) 県防災通信システム
- (2) 県消防防災ヘリコプター
- (3) 震度情報ネットワークシステム

5 被害規模早期把握のための活動

災害対策本部は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

- (1) 災害発生直後においては、(6)に定める事項の被害調査を行い、被害の規模を推測するための関連情報の収集にあたる。
- (2) 参集途上にある職員に、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。
- (3) 自治会等地域住民及び消防、警察等から情報を収集する。
- (4) 被害が甚大な場合には、調査班を編成し、現地調査を行う。
- (5) 甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集にあたらせる。
- (6) 災害発生直後において収集すべき被害情報

1	土砂災害の発生状況
2	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
3	家屋等建物の倒壊状況
4	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
5	119番の殺到状況
6	避難の必要の有無及び避難の状況
7	町民の動向及び観光客の状況
8	道路及び交通機関の被害状況
9	電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況
10	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

第2節 災害情報の報告

風水害等対策編第3編第4章「情報活動」を準用する。

第3章 広報活動

活動のポイント

- 1 主な広報事項
本章2に掲げるとおり
- 2 被害状況、生活情報、安否情報等情報毎に有効な手段の選択（本章3参照）
- 3 被災者ニーズの把握と要配慮者に配慮した情報収集、伝達の実施

1 計画の方針

災害対策本部は、震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、県、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、町民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を総務班が実施するものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3編第5章「広報活動」の定めるところによるものとする。

2 主な広報事項

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び屋内での待避等の安全確保措置の指示
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難場所等
- (7) 電気、ガス、水道、電話、道路等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) 防疫に関する事項
- (10) 医療救護所の開設状況
- (11) 被災者等の安否情報
- (12) 不安解消のための町民に対する呼び掛け
- (13) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (14) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (15) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (16) 災害復旧の見込み
- (17) 被災者生活支援に関する情報

3 町民への広報

震災時に有効な情報手段としては、知事を通じた報道機関への放送要請の他、次のようなものがある。

伝達手段	種 別	特 色
広報車	● ○	発生直後からさまざまな情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	● ○	発生直後からさまざまな情報の伝達、注意の喚起に利用
I P 告知端末	● ○	発生直後からさまざまな情報の伝達、注意の

伝達手段	種 別	特 色
		喚起に利用
掲示板	○ △	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	○ △	各避難所に配布。最も重要で、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	○ △	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
町ホームページ	● ○	町内外問わずインターネットにより、被害状況等の確認が可能
自主防災組織	● ○	自主防災組織を通じた連絡により、必要な情報が伝達できると同時に被災者の情報収集も可能

※ 種別：●被害状況、○生活情報、△安否情報

4 被災者への情報伝達

被災者等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、被災者や帰宅困難者、要配慮者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

特に、要配慮者に対しては、あらかじめ策定した支援プランに基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保するとともに、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

第4章 避難活動

風水害等対策編第3編第6章「避難活動」の定めるところによるものとするが、指定避難所の開設及び町民による確認事項については、次の事項に留意する。

大規模地震発生時においては、家屋倒壊や火災、がけ崩れ等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、町民に対し避難を求めるにあたっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

1 指定避難所の開設

町は、大規模な地震が発生した場合には、速やかに職員を派遣し、施設管理者の協力を得て指定避難所を開設するものとする。ただし、道路等の寸断のために避難所担当職員がなかなか到達できない場合や避難所担当職員を確保できない場合には、施設管理者や町民（自主防災会の代表者等）により応急的に開設するものとする。

開設する際には、直ちに次の処置を行い、避難者を受け入れるものとする。

- (1) 建物及び設備の安全確認を行う。
- (2) 周辺に二次災害のおそれ（火災、土砂災害等の危険性）がないことを確認する。

2 福祉避難所の開設要請

協定等に基づき福祉避難所の開設を要請し、要配慮者等に配慮し、必要に応じて、福祉避難所への移動を促す。又、状況によっては、福祉避難スペース等、多様な避難先の確保に努める。

3 町民による確認事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、又、災害の種類、規模によりさまざまである。

したがって、町民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- (1) 家から最も近い指定緊急避難場所を2箇所以上確認しておき、指定緊急避難場所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 指定緊急避難場所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い指定緊急避難場所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (4) 要配慮者に対しては、町が作成した要援護者一人ひとりの避難支援プランに基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

第5章 緊急輸送活動

風水害等対策編第3編第7章「緊急輸送活動」を準用する。

第6章 交通応急対策

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を速やかに除去（道路啓開）するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努めるものとする。

風水害等対策編第3編第8章「交通応急対策」の定めるところによるが、交通規制がなされたときの運転者のとるべき措置については、次のとおりである。

1 緊急地震速報を覚知したとき及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

2 陸上交通確保の基本方針

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

又、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

公安委員会及び道路管理者等は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

道路管理者等は、道路の通行規制が行われている場合は、道路利用者に対して道路情報提供装置等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

3 交通規制の実施

(1) 交通規制措置

地震発生時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、警察本部、各警察署及び道路管理者等は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

4 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者等、公安委員会は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者等は、早急に被害状況を把握し、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送道路を優先して行うこととし、(一社)愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。又、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開等の代行を国土交通省に要請する。

(3) 障害物等の除去及び集積

ア 路上における著しく大きな障害物等の道路啓開等による除去について、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

イ アにより除去した障害物は、町があらかじめ仮集積場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に集積する。又、適当な集積場所がない場合は、緊急輸送道路以外の道路の路端等に集積する。

(4) 道路管理者等の措置命令

ア 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。又、この場合において、道路管理者等

は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

第7章 災害拡大防止活動

第1節 消防活動

1 計画の方針

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、災害対策本部はもとより、町民（自主防災組織）、事業所等は出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3編第10章「消防活動」の定めるところによるものとする。

2 消防活動の基本方針

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的又は町民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

3 消防本部の活動

消防本部消防長は、鬼北消防署及び消防団を指揮し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次により効果的な活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 町民（自主防災組織）の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の使用可能状況

オ 要救助者の状況

カ 医療機関の被災状況

(2) 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

ア 同時多発火災が発生している地域では、町民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

イ 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、町民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

カ 町民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を、次により行い、安全な場所へ搬送する。

ア 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。

イ 震災時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、又、軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断とさまざまな処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動する等効率的な出動・搬送を行う。

ウ 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、宇和島保健所、愛媛県医師会等関係機関との情報交換を緊密に行い

ながら救急救助活動を行う。

エ 震災時は道路交通確保が困難なため、消防本部、鬼北消防署、消防団等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

4 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、原則として消防本部消防長（若しくは鬼北消防署長）の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行うものとする。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

（１）出火防止活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の町民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、町民と協力して初期消火にあたる。

（２）消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

（３）避難誘導

避難指示（緊急）・避難勧告が出された場合に、これを町民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら町民を安全な場所に避難させる。

（４）救急救助活動

消防本部及び鬼北消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

5 職員等の対策

鬼北消防署は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

6 救助隊員等の惨事ストレス対策

人命救助に従事した救助隊員等を対象に、必要に応じて、県及び関係機関に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第２節 水防活動

風水害等対策編第３編第１１章「水防活動」を準用する。

第３節 人命救助活動

風水害等対策編第３編第１２章「人命救助活動」を準用する。

第４節 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを、日頃から定めておくものとする。又、自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

１ 防災マニュアルの作成

- 2 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- 3 保護者、地域、関係機関との連携
- 4 防災上必要な設備等の整備及び点検
- 5 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- 6 適切な応急手当のための準備
- 7 緊急避難場所の確認
- 8 登校・下校対策
- 9 学校待機の基準と引渡しの方法

第5節 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施

- 1 町は、(公社)愛媛県建築士会等の協力を得て、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 町は、被災宅地危険度判定等により被災宅地等の危険度を把握するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 町民は、自らの命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講じる。

第6節 帰宅困難者への対応

町は、県及び民間事業者等と連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- 1 町は、県と連携し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 町は、県と連携し、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- 3 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第8章 地域への救援活動

地震災害においては、家屋の倒壊、焼失等の切迫した状況の中で、多くの町民が極度の混乱状態となるおそれがある。このような混乱状態を解消し、被災者の生活の安定及び社会経済活動の早期回復のため、町、自主防災組織、町民等は、食料や生活必需品、応急住宅等の確保、医療活動等を積極的に行う。

第1節 食料の確保及び供給

活動のポイント

- 1 風水害等対策編第3編第15章「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用
- 2 町民へ3日分の食料の備蓄を広報（平素）
- 3 調達体制の確立（民間業者との協定締結の検討）
- 4 避難所における物資の流れと対策毎の担当班（本節6参照）

1 計画の方針

地震発生後の被災者及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら食料供給活動の実施体制、食料の調達等を迅速、的確に行うものとする。なお、この計画に定めのない事項については、風水害等対策編第3編第15章「食料及び生活必需品等の確保・供給」の定めるところによる。

2 食料の供給

（1）食料の確保

震災時における食料の供給については、速やかな調達を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合を考慮し、各家庭での3日分程度の備蓄食料と協定等に基づく調達により、発災後の7日間の食料をまかなえる体制の確立を目指すものとする。

町民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄を呼びかける。

本町における確保の方法としては、備蓄のほか民間業者との協定締結等を検討する。

（2）少数者への配慮

通常の配給食料を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

3 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段 階	食 料
第一段階（生命の維持）	おにぎり・パン等すぐに食べられるもの
第二段階（心理面、身体面への配慮）	温かい食べもの（煮物等）・生鮮野菜・野菜ジース
第三段階（自立心への援助）	食材の給付による避難者自身の炊き出し

4 物資調達マニュアルの整備

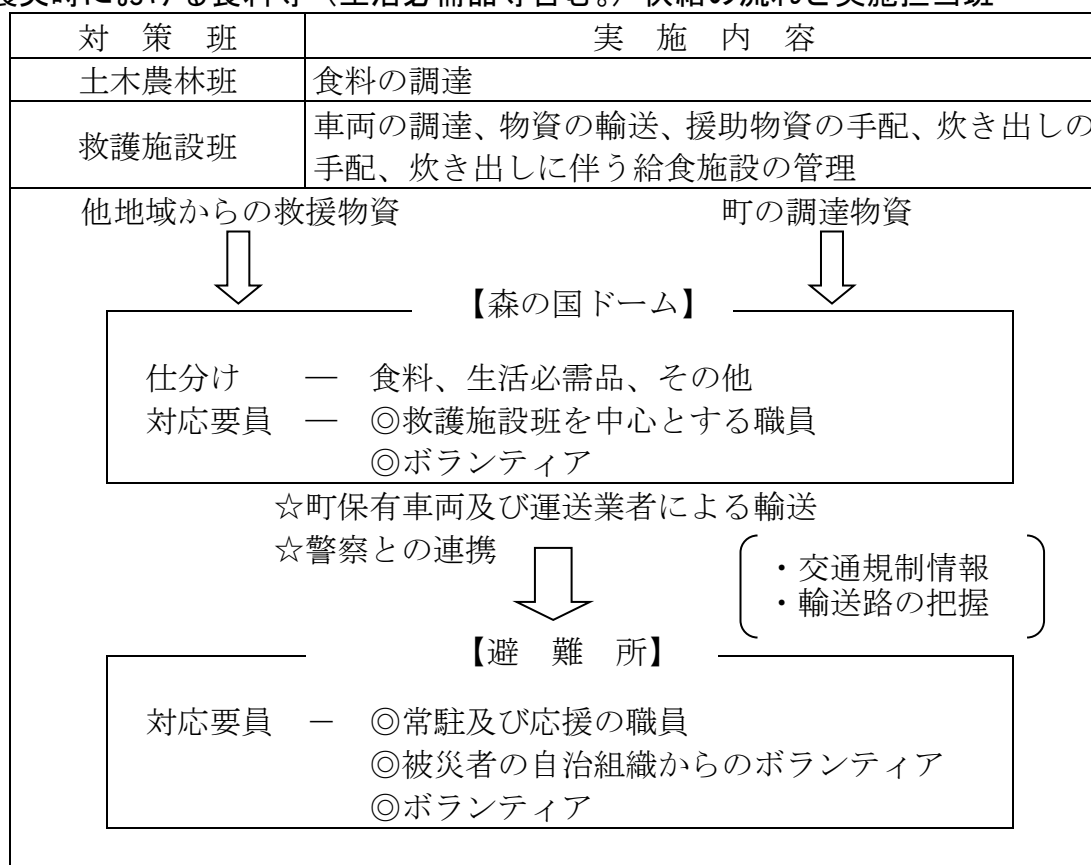
食料の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

- (1) 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ県への食料、食材、資機材等の調達の要請
- (6) 援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- (7) 供給ルート、運送体制の確立
- (8) 避難所毎の被災者、自主防災組織等受入体制の確立
- (9) 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

5 物資の集積場所

町の救援物資集積場所は、松野町多目的広場（森の国ドーム）とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送等の作業を行う。

6 震災時における食料等（生活必需品等含む。）供給の流れと実施担当班



第2節 炊き出し計画

風水害等対策編第3編第15章「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

第3節 衣料、生活必需品等物資供給

1 計画の方針

風水害等対策編第3編第15章「食料及び生活必需品等の確保・供給」の定めるところによるが、避難所における供給計画等について、次のとおり定めるものとする。

2 避難所における供給計画

段 階	生活必需品等
第一段階（生命の維持）	毛布等（季節を考慮したもの。）
第二段階（心理面、身体面への配慮）	下着・タオル・洗面用具・生理用品等
第三段階（自立心への援助）	なべ・食器類（自炊のためのもの。）、 衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

3 物資の集積場所

松野町多目的広場（森の国ドーム）とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送等の作業を行う。

4 震災時における物資供給の流れと実施担当班

本章第1節「食料の確保及び供給」の6に定めるところとする。

第4節 給水計画

風水害等対策編第3編第16章「飲料水等の確保・供給」を準用する。

第5節 燃料の確保

1 町は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又は斡旋を行う。又、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達の斡旋を要請する。

- (1) 必要なプロパンガスの量
- (2) 必要な器具の種類及び個数

2 町は、町庁舎、指定避難所、医療施設等、防災対策上特に重要な施設、又は、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

第6節 医療救護活動

1 計画の方針

風水害等対策編第3編第17章「医療救護活動」の定めるところによるが、本町の救急医療体制を次のように定め、その充実を図るものとする。

2 初動体制

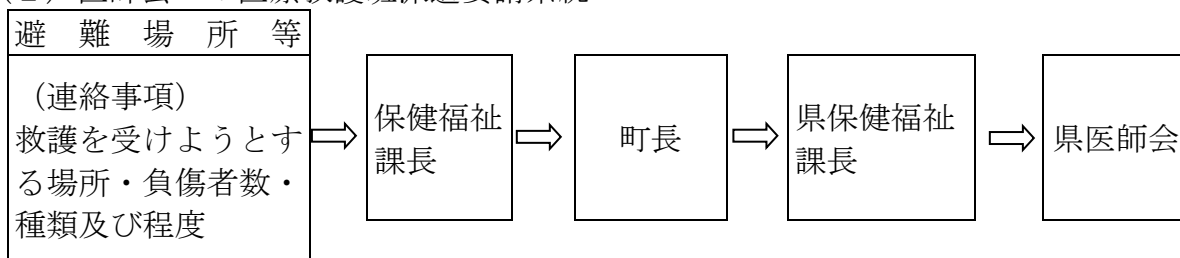
災害時における救急医療を迅速に行うため町は、町内医療機関及び愛媛県医師会の協力のもとに、(1) 医療救護班を編成し、(2) 避難所等からの派遣要請に基づいて、(3) 救護所を設置（町内医療機関の利用を含む。）し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達を行う。

(1) 医療救護班の編成

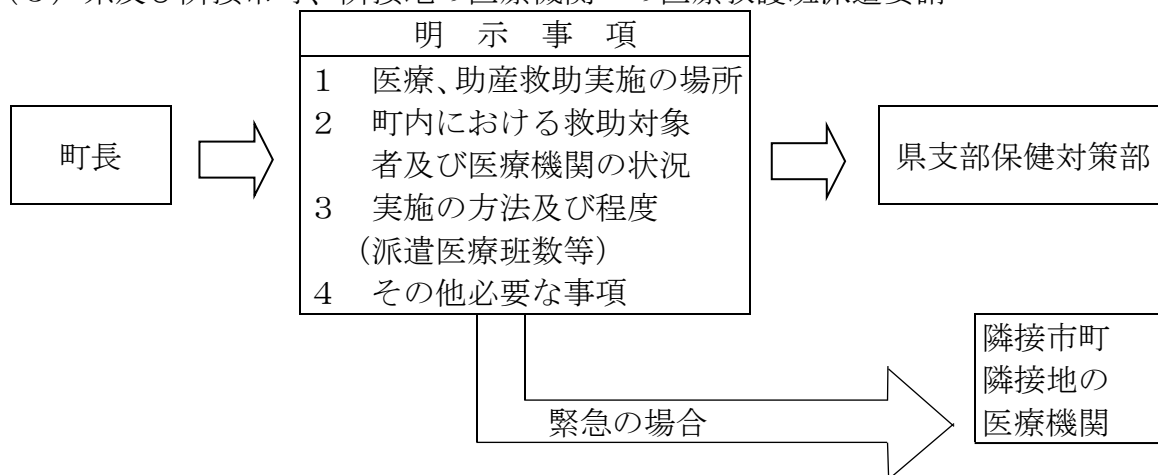
町内医療機関による編成	風水害等対策編第3編第17章「医療救護活動」参照
町内医療機関のみでは不足する場合	医師会等に応援要請

医療救護班の構成	医師、保健師、看護師、事務職員（運転手含む。）、連絡要員
----------	------------------------------

（２）医師会への医療救護班派遣要請系統



（３）県及び隣接市町、隣接地の医療機関への医療救護班派遣要請



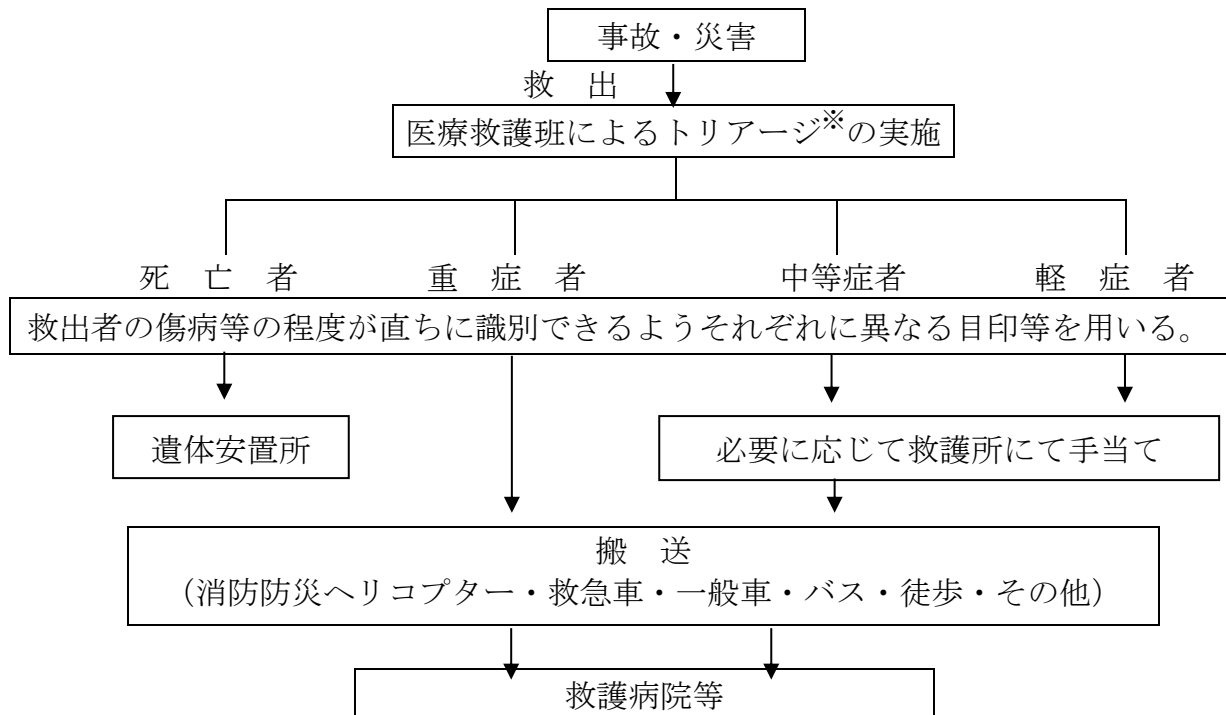
３ ヘリコプターによる救急搬送

被災地における傷病者等のヘリコプターによる救急搬送を必要とするときは、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等の出動を県に要請する。

４ 医療活動の実施

町は町内医療機関や医師会等との協力のもとに次のような活動体系を整備するものとする。

災害救護活動体系



※ トリアージ (Triage) : 災害医療における多数の傷病者を重症度と緊急性によって治療の優先順位を決める方法。

第7節 清掃活動

風水害等対策編第2編第12章「防疫・衛生体制の整備」を準用する。

第8節 防疫・保健活動、食品衛生活動

風水害等対策編第3編第18章「防疫・衛生活動」を準用する。

第9節 保健衛生活動

町は、災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県と協力して保健衛生活動を行う。

1 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

町は、県による避難所等の被災者の保健衛生活動の適切な実施のため、指定避難所等の衛生状況を要求に応じて速やかに報告する。なお、町が被災状況により、自ら情報収集ができない場合には、県に対して情報収集を行うよう要請する。

2 被災者等への保健衛生活動

- (1) 町は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- (2) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

3 保健師等の応援・派遣要請

- (1) 県及び県内市町による応援・派遣が困難である場合は、災害対策基本法や地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、厚生労働省健康局を通じて、その他の都道府県・市町村に保健師等の応援・派遣を要請する。

第 10 節 遺体の搜索・措置・埋葬

風水害等対策編第 3 編第 13 章「遺体の搜索・措置・埋葬」を準用する。

第 11 節 障害物除去

風水害等対策編第 3 編第 22 章「障害物の除去」を準用する。

第 12 節 応急仮設住宅の確保等

風水害等対策編第 3 編第 24 章「応急住宅対策」を準用する。

第9章 応急教育活動

風水害等対策編第3編第25章「応急教育活動」を準用する。

第10章 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3編第26章「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

第11章 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3編第9章「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

第12章 応援協力活動・ボランティア等への支援

大規模地震による激甚な災害が発生した場合においては、広範な地域に被害がおよび、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、各機関は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。又、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

第1節 災害応援要請

風水害等対策編第3編第10章「消防活動」、第3編第28章「応援協力活動」を準用する。

第2節 関係機関への応援要請

風水害等対策編第3編第28章「応援協力活動」を準用する。

第3節 自衛隊派遣要請

風水害等対策編第3編第30章「自衛隊の活動」を準用する。

第4節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3編第27章「ボランティア等への支援」を準用する。

第 13 章 通信放送施設の確保

大規模地震発生時には、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継局等の通信関連施設の破壊が予想されるため、町は、代替手段の確保等効果的な応急対策を実施する。

町に設置する防災行政無線及びＩＰ告知端末施設の設備に障害が発生した場合、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努める。災害時の無線局運用にあたっては、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じて通信統制を行うなど通信の運用に支障をきたすことがないよう努める。

第 14 章 水道の確保

風水害等対策編第 3 編第 32 章「水道の確保」を準用する。

第 15 章 公共土木施設等の確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行うものとする。

又、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

さらに、建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送路、公共土木施設等の状況等の情報を提供するものとする。

1 道路施設

町は、自らが管理する道路について、早急に被災状況を把握し、関係機関へ報告するほか、復旧活動の支援のため、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

なお、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開等の代行を国土交通省に要請するものとする。

又、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じるものとし、迂回路が確保できない場合は、仮道の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

2 河川管理施設

河川管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐため、土のうや矢板等により応急に締切りを行うなど、氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

3 砂防等施設

砂防施設や地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行うものとする。

又、余震や豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれがある場合は、危険箇所への立入禁止措置等必要な応急措置に努めるものとする。

砂防等施設が損壊したり、二次災害のおそれのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに避難等が必要な場合は、速やかに町民へ避難勧告等の措置を行うものとする。

4 治山等施設

林地荒廃防止施設及び地滑り防止施設（以下「治山等施設」という。）の巡回（パトロール）を行い、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡するものとする。

又、余震、豪雨等で山地災害等の二次災害が発生するおそれのある場合には、当該施設内への立入禁止措置等を行い、必要な応急措置に努め、避難等が必要な場合

には、速やかに町民へ避難勧告等の措置を行うものとする。

5 ため池及び用水路

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の町民に避難指示（緊急）の発令等の必要な措置をとるとともに迅速に応急措置を講じるものとする。

なお、国の『地震後の農業用ため池緊急点検要領』により、震度5弱以上の地震が発生した場合は、発生後24時間以内に農業用ため池の緊急点検を行い、県に報告する必要があるため、町は点検を行い「危険ため池」について県へ報告する。

6 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

(1) 被害状況の把握

庁舎等の重要な施設の管理者は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

(2) 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

7 情報システム

町及びその他関係機関は、地震災害時の情報システムの確保対策として、次の措置を講じるものとする。

(1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

(2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

8 公園施設

公園施設の管理者は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握するとともに、状況に応じ使用や立入を禁止する措置を行い、又、公園は、指定緊急避難場所や避難所として利用される場合が多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図るものとする。

第 16 章 社会秩序維持活動

大規模地震発生時には、多数の町民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、町は、警察をはじめとする関係機関、団体等と協力して人々の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。

又、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び町民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

1 町民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、町内において風評やうわさ等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、町民のとるべき措置等について呼びかけるものとする。

2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

3 県に対する要請

町は、町内の社会的秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第 17 章 災害救助法の適用

風水害等対策編第 3 編第 14 章「災害救助法の適用」を準用する。

第4編 地震災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

風水害等対策編第4編第1章「公共施設災害復旧対策」を準用する。

第2章 復興計画

風水害等対策編第4編第2章「復興計画」を準用する。

第3章 災害復旧資金

風水害等対策編第4編第3章「災害復旧資金」を準用する。

第4章 被災者の生活再建支援

風水害等対策編第4編第4章「被災者等に対する支援」を準用する。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策及び広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第3節 基本的な考え方

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低い、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。

このような中、国の中央防災会議に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」が平成30年12月に「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」をとりまとめたことを踏まえ、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（平成31年3月、令和元年5月一部改訂）」が策定・公表された。

又、愛媛県においては、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」の補足として、「事前避難対象地域の設定に関する県指針」をとりまとめた。

本計画は、上記の国ガイドライン・県指針等を踏まえ、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、町民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、町及び国・県等による「公助」との連携・協働を図るため、町民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第2章 南海トラフ地震に関する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を、令和元年5月31日から開始している。

情報名	情報種別	情報発表の条件
ア 南海トラフ地震臨時情報		
	調査中	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
	巨大地震注意	○巨大地震の発生に必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震（一部割れケース）や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）等
	巨大地震警戒	○巨大地震の発生に警戒が必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
イ 南海トラフ地震関連解説情報		
	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。	

第3章 南海トラフ地震に関連する情報発表時の 対策体制及び活動

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

第1節 町の体制

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の町の体制は、以下の体制とするほか、第3編第1章「防災関係機関の活動」によるものとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

町は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合には、第1配備（警戒体制）をとるものとし、発表された情報の共有、情報収集や連絡体制の確認等の所要の準備を始める。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合

町は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、第2配備（非常体制）をとるものとし、応急対策の確認など、地震への備えを徹底するものとする。

第2節 町民への広報

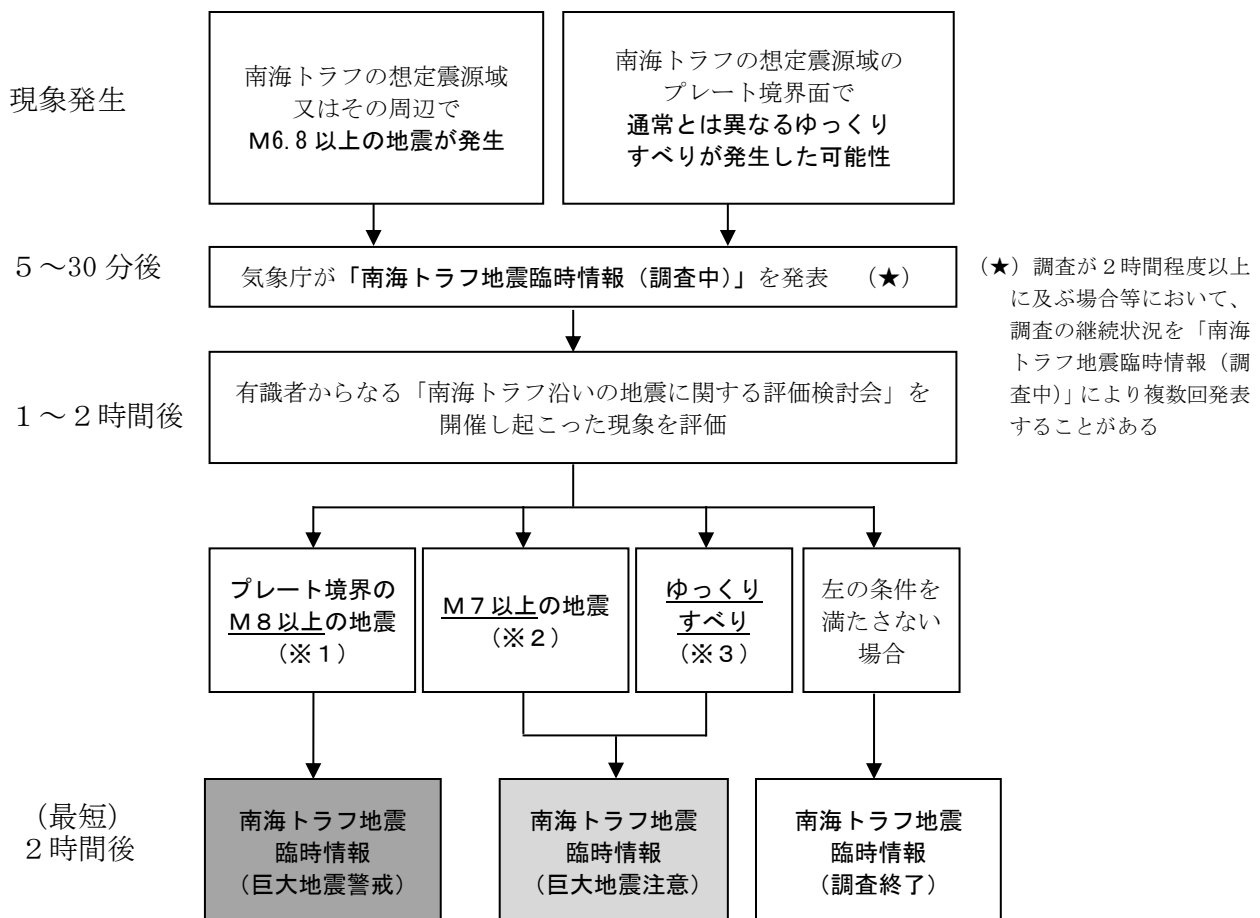
町は県と連携して、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表されたときは、町民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。

（呼びかける今後の備えの例）

- ・家具の固定
- ・避難場所、避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取り決め、家庭における備蓄の確認

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

南海トラフ地震臨時情報の流れは以下のとおり。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第5章 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から町への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、町民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、町民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

第1節 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、多数の死者・負傷者の発生も想定される。

さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び極めて甚大となるため他地域からの援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ地震の特性を踏まえ、町は、第2編第4章「自主防災組織の防災対策」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- 1 南海トラフ巨大地震の特性及びその対策についての知識の普及
(他地域からの援助が相当の期間困難になることの周知など)
- 2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災ハザードマップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- 4 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会(仮称)の設立促進等) 等

第2節 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画(BCP)の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

又、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

町においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。さらに、町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割(生命の安全確保、事業の継続等)を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画(BCP)の策定等を支援する。

- 1 企業・事業所の役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

2 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

又、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

又、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第6章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

- 1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編のとおり。
- 2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第7章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 避難勧告等の発令基準

地域住民に対する避難勧告等の発令基準は、原則として次のとおりとする。又、避難勧告等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基準
避難準備・高齢者等避難開始	1 強い地震（震度5弱）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
避難勧告	1 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

第2節 避難対策等

- 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定するものとする。町は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - （1）地域の範囲
 - （2）想定される危険の範囲
 - （3）避難場所（屋内、屋外の種別）
 - （4）避難場所に至る経路
 - （5）避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達方法
 - （6）避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - （7）その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難勧告又は避難指示（緊急）があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、町民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。
 - （1）町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - （2）町長が避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した際における避難行動要支援者の避難場所までの介助及び担送は、避難支援者等の関係者を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

- (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(実施体制の検討にあたって配慮すべき事項)

- ア 消防職団、自主防災組織等との連携に努めること。
- イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること。

5 避難所における救護上の留意事項

- (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
- ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- (2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- 6 町は、町民等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第3節 水道関係

水道施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、風水害等対策編第2編第19章「水道施設予防対策」によるものとする。

第4節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、道路、河川、社会教育施設、社会体育施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとし、具体的な実施体制及び措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 指定緊急避難場所や避難経路、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、ＩＰ告知端末、テレビ、ラジオ等の情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 診療所においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

ウ 学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 町は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

又、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の強化を図るものとする。

4 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第 8 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備
 - (1) 防災行政無線、I P 告知端末
 - (2) その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成にあたって配慮すべき事項)

計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第9章 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、本編で定める南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県や有識者等に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 職員参集訓練及び災害対策本部運営訓練
 - (2) 要配慮者等に対する避難誘導訓練
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・避難指示（緊急）、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第 10 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第 1 節 職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及を各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の例は次のとおり。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 5 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - （1）広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - （2）膨大な数の避難者の発生
 - （3）被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - （4）被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - （5）電力・燃料等のエネルギー不足
 - （6）帰宅困難者や多数の孤立地区の発生
 - （7）復旧・復興の長期化
- 6 地震に関する一般的な知識
- 7 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ巨大地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 8 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ巨大地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 9 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 10 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第 2 節 地域住民等に対する防災知識の普及

町は、関係機関と協力して、防災ハザードマップの見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）の内容及びこ

れに基づきとられる措置の内容

- 2 地震発生時における地域の災害危険箇所
- 3 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 4 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準など避難に関する知識
- 5 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 6 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 7 緊急地震速報の受信及び対応
- 8 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- 9 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - （1）広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - （2）被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - （3）電力・燃料等のエネルギー不足
 - （4）帰宅困難者や孤立地区の発生 等

第3節 学校教育等における地震防災上必要な防災知識の普及計画

町及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災等の大規模地震災害を踏まえ、次の事項について、関係者及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- 1 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
 - （1）南海トラフ巨大地震等に関する知識
 - （2）地震及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
 - （3）地震発生時の緊急行動
 - （4）応急処置の方法
 - （5）教職員の業務分担
 - （6）児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - （7）学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
 - （8）ボランティア活動
- 2 教育・指導の方法
 - （1）教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育
 - （2）研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - （3）PTA活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- 3 その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第4節 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第11章 支援・受援体制の整備

第1節 相互応援体制の整備

町は、平常時から防災関係機関や民間事業所等と相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。又、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。このほか、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援計画や受援計画を策定し、それぞれ町地域防災計画等に位置付けるよう努める。

- 1 町は、県や県内外他市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や県内外他市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援受援体制を整える。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3 町は、相互応援協定の締結にあたって、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- 4 町は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

第2節 支援体制の整備

1 人的支援体制の整備

町は、保健師、土木、水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

2 被災者受入体制の整備

町は、大規模災害の発生による大量の被災者を受け入れる体制・整備を県と連携して進める。

第3節 受援体制の整備

町は、町内において災害が発生し、町又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

1 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。

2 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第4節 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、風水害等対策編第2編第6章「ボランティアの防災対策」に基づくこととする。

第12章 広域避難対策

町は、町内における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた県内の他市町及び近隣県等からの避難者の受入れ及び生活支援を行う。

第1節 広域避難者の受入体制の整備

町は、町内における被害が軽微な場合、甚大な被害を受けた県内の他市町及び近隣県等からの広域避難者の受入れ及び生活支援を行う。

南海トラフ巨大地震等の発生による大量の被災者を受け入れるための体制整備を県、関係市町と連携して進める。

第2節 広域避難者への対応

町は、県、NPO、ボランティア等と連携して、広域避難者に対する訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。

又、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。